慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独逸兼営銀行論（下）（独逸兼営銀行の銀行経済的経営関係の解剖）
Sub Title	
Author	大矢知, 昇
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.7 (1918. 7) ,p.980(106)- 989(115)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180701-0106

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「金の外に更に銀を加へて通貨の準備を擴張するに於ては、今日以上一層信用の膨脹を招き物價は益騰貴すべく、且其の騰貴は戰後永く繼續するに至るべく爲めに國民の中堅を成す中產階級は非常の困窮を招くに至るべし」とて反對を表せり。余も固より金銀複本位制度の復活するが如きことあるべしとは信ぜざれども、今日の如く銀が貨幣上に於て重要なる地位を占めたるは未だ見ざる所にして、假令金と並んで本位貨とならざる迄も從來の如く單に補助貨たるに止まらず、何等かの方法に於て金の働きを補ふに至るべしと想像されざるにもあらず。幷は兎も角米國に於て金銀複本位問題の一部の間に唱へられつゝある事丈けを紹介し置く。

■前號訂正

頁	行	欄	誤	正
九八	六	上	100tolas=37.502	100tolas=37.5 ZO
同終ヨリ二下			37.5×988/925=40.46 02	37.5×988/925=40.46 ZO

獨逸兼營銀行論（下）

（獨逸兼營銀行の銀行經濟論的經營關係の解剖）

大矢知昇

六

正則業務への漸進的推移は一面より見れば預金銀行的業務への推移である、預金銀行的業務への變遷は他面より見れば營業資金構成要素の變遷を語るものである、蓋し預金銀行は外來資金(frende Kapital)に其營業資金の大部を擧げ、自己の企業資本金（配當請求權を有する株式資本金と積立金との合成を企業資本金（Unternehmungskapital）と云ふ）は一種の保證基金(Sicherheitsfond)と認むるものなるに反し投機銀行、發行銀行、及株式銀行（Effektenbank）は其業務の性質上其營業資金の大部分は企業資本に擧げ是れを一種の營業資金(Betriebfond)と認むるが故である。されば銀行の活動資本金（Arbeitende Kapital）及其構成要求の解剖は、獨逸兼營銀行の本體に接近する第二歩である、今活動資本金（企業資本金と外來資金とを加へたるものを云ふ）を分析して、如何に獨逸兼營銀行が、外來資金に其の營業資金を擧ぐるやを研究せんと思ふ。

次表の（A）は配當請求權を有する株式資本金

（B）は積立金

（C）は外來資金を示し。皆百分率なり

年度	ア・シャーフハウゼンジェル銀行 A	B	C	商工銀行 A	B	C	割引會社			伯林商事會社 A	B	C	中部獨逸信用銀行 A	B	C	獨逸銀行 A	B	C	商業割引銀行 A	B	C	ドレスデン銀行 A	B	C	獨逸國民銀行 A	B	C
五年間平均																											
1871—75	41	4	54	45	12	41	31	6	62	43	4	51	40	4	54	33	1	65	56	0	43	50	0	48	—	—	—
1876—80	48	0	51	54	7	38	44	5	49	62	1	35	50	3	45	28	3	68	54	3	42	44	2	53	—	—	—
1881—85	47	0	52	42	6	50	30	6	63	32	1	65	47	0	52	22	5	71	55	6	38	34	4	61	39	2	58
1886—90	45	1	53	40	8	51	28	7	64	37	11	51	39	1	58	18	5	76	47	4	48	28	5	66	34	4	61
1891—95	38	2	58	46	10	43	29	8	61	38	11	50	36	2	60	17	6	76	41	4	54	30	6	60	35	6	58

1896—00	34	6	59	45	9	44	31	8	60	35	10	54	36	3	60	17	6	76	32	3	64	23	6	70	33	6	60
1901—05	30	6	63	34	6	59	25	8	65	31	8	60	35	4	60	13	5	81	26	3	69	20	5	74	32	5	62
1909—10	25	6	68	22	4	72	19	6	74	23	7	69	39	4	65	10	5	84	22	3	74	16	4	79	22	3	74

前表の示するが如く、一八七一—七五年間に於いては資本金は活動資本金の大部分を占め、其最高なるものは五割六分に達し、最低なるものに至りても三割一分を占む、然るに一九〇六年—一〇年間に於いては最高なるものも三割にして、最低なるものに至りても一割に達するに過ぎず、積立金について見れば一九〇六—一〇年間にては活動資本金の七分を占むるもの最高にして、三分を占むるもの最低である。此事實より見れば最近の獨逸兼營銀行の資本金を單に營業資金として認むるは不可なるを知る。ワグナーが折衷的意見を立て、資本金は第一に保證基金となし、第二には營業資金となす可しと云へる(Schönberg's Handbuch Bd I. S. 480)は獨逸兼營銀行の資本金の性質を説明する好箇の辭である、然り、獨逸銀行の增資は屢々、保證基金として行はるゝのである。

ポーゼニックも曰く

Diese Liquidität, ..., können wir die Garantieliquidität nennen, weil, wie wir wissen, das Eigenkapital der Bank innerhalb des arbeiteanden Gesamtkapitals immer mehr die Rolle eines Garantiemittels für den ungünstigsten Betriebsfall annimmt. a. a. O. S. 172

此言、ワクナーの辭と聲音相合し、消息相通ずるものあるを認めざるを得ない。

活動資本金の大部分を占むるものは外來資金である、即一八七一—七五年に於いては外來資金は活動資本金の六割五分を占むる獨逸銀行を以つて第一とし、四割一分を占むる商工銀行を其終りにせるに、一九〇六—一〇年間に於いては大なる變化を示した最上なるものは活動資本金の八割五分は外來資金より成り、最惡なるものに至りても六割五分に達した、上述せる所より見れば活動資本金の三分の二乃至五分の四は外來資金より成ることを窺知することを得るのである、而して此事實よりして重要なる問題が生じ來る、曰く、如何に此外來資金の確實安全を保し得るやの問題である、蓋し、外來資金の安全確實は國民經濟より見れば、重要なることにして、銀行に干涉せんとする國家百般の施設は皆銀行が社會公衆と預金取引を行ひ、要求拂の債務を負ふの事實に基くものなるが故である、彼の獨逸に於ける『銀行制度調査委員會』に於ける種々なる政策の主張は外來資金の安全確實を計らんが爲めであつた『銀行業務の根本問題は放資の種類、及其回收の可能の如何に依るものである、或は又、

ものである』とのオプストの言は裏面より外來資金の安全確實を計る事が銀行業務の根本問題たるを喝破したのである、而して安全確實を計るに、銀行經濟絶對主義 (bankwirtschaftlicher Absolutismus) に依るべきか、將た外部よりの監督に委任すべきかが重大問題である、茲に銀行經濟絶對主義とは外來資金の安全の確保は銀行の義務心に依賴して敢て立法的干涉を爲さざるを主義とするを云ふのである、かくて、前者の問題は兼營銀行の內在的性質及歷史的發展の跡を迹ねば知るを得るのである、而して、確實の問題は、銀行業務の性質より觀察せんか、其外來資金放資の種類及其金額如何の問題に轉化し來たるものである、銀行業務の根本原則 (Grundregel) とて、受信的業務と授信的業務とは其性質を等しくするを要すとは、外來資金確實と其資金投下との關係を語るものである、或は又、

ヤワフエが『預金者の安全確實の爲めの決定的問題は銀行の流動的資產の額と其放資方法如何である』(英國銀行論一九八頁參照)との言は、外來資金確實の問題の研究とは畢竟其資金放下の方法の問題に外ならざるを直截に明斷せるものである、而して外來資金の放下の額及方法如何とは銀行經濟の流動性如何の問題である、されば資金流動性 (Liquidität) 如何の問題は國民經濟的方面よりの銀行研究の最高頂點を劃するものである、彼の銀行經營論に主要なる位置を占むる『支拂期日調和の原則』(Prinzip der Harmonie der Verfallsfristen) も此資金流動性問題の一端に觸るのみである、獨逸兼營銀行の資金流動性果して如何は獨逸兼營銀行に對する、從來の批難に應酬する隨一の方法である。

七

資金の流動性如何の問題は放下せる資金の回收を其速度の方面より觀察したるものである、而して此回收可能の遲速を標準として分類すれば四種の資金流動と爲すを得るのである。

一、準備金(短期債權を含む)
二、動產的長期資產
三、長期固定資產
四、不動產

是等四種の中準備金最も回收の度速かして、不動產最も遲し、準備金には、貨幣、利札、大藏省證券、銀行預金株式コールローン等を含み動產的長期資產には所有手形 貸金等を含み、長期固定資金には組合加入の爲め放下せる資金、關係會社への放資、等を含む、而して資產流動性如何の問題は二個に分つを要し、第一の問題は準備金と外來資金との關係、第二の問題は外來資金が準備金以外に如何に使用せられつゝあるやの問題である、前者を直接準備金の問題と云ひ得べければ、後者は間接準備金の問題である、而して直接準備金と外來資金の比率の如何は預金の安全確實と密接なる關係を有するものである、此點は銀行經營者の苦心の存する所にして、科學的精確を以つて明確に知る能はず、特殊的經驗に俟つこと頗る多し、蓋し準備金の多少は私經濟的立脚地より見て、銀行收益に至大の影響を與ふるが故である、今準備金と外來資金の比率を明かにせん。(百分率)

年度	ア・シフ ンフ銀行	商工銀行	割引會社	伯林商業會社	中部獨逸信用銀行	獨逸銀行	商業割引銀行	ドレスデン銀行	獨逸國民銀行
1871—75	37	40	46	31	26	47	49	47	—
1876—80	20	40	52	24	35	49	52	38	—
1881—85	28	39	51	48	33	45	44	42	39
1886—90	30	42	54	51	37	49	40	43	58
1891—95	43	39	44	41	40	54	36	44	50
1896—00	39	35	38	39	37	52	47	39	50
1901—05	29	34	40	41	37	57	52	41	45
1906—10	25	41	36	42	32	54	41	43	45

此表の示するが如く直接準備金と外來資金との比率は漸次惡化しつゝあり、是等の事實は獨逸兼營銀行反對者に糧を與へるものである、然し此一事實を基礎として、獨逸兼營銀行を批難するは餘りに近視眼的である、蓋し此事實は他の複雜なる事狀を理解するを要するからである其理由を驗せんに、(一)銀行及工業の集中的趨勢、(二)豫期以上に工業賃金を銀行に擧げし事

(三)前二個の事實の發達より自然的に生ずる投機の發展是れである、此等要素の存在は長期債權の增加を齎らした、蓋し、第一の事實は、關係會社に加入せしめ其結果永續資金を增加せしめ、第二及第三の理由は引受を熾ならしめた結果である、されば此漸減的準備金を見て必ずしも悲觀するに及ばず、集中運動の熾烈なるに從ひ、此傾向は大となるものである、今準備金中に手形が如何なる重要を有するを見んに次の如し。

銀行名	百分率
獨乙銀行	五八、
ドレスデン銀行	五三、
割引會社	五三、
ア・シアフハウゼンセン銀行組合	五二、
伯林商業會社	四八、
中部獨逸信用銀行	四七、
商工銀行	四六、
商業割引銀行	四四、
獨逸國民銀行	四〇、

手形以外にて準備金を成すものは、現金、利札、銀行への預ケ金、繰延業務資金、及抵當貸資金等である。

次に迫る問題は、動產的長期資產、長期固定資產及不動產放資が總營業資金に對し、如何なる比率を有するやの問題なるも、歷史的若しくば發展的に此關係を闡明にする統計的材料に信憑すべきものなきが故に、其研究を他日に讓り目下の攻索に於いては、問題を極限して、株式放資(自己所有の有價證券)組合業務に對する放資、及當座貸越の問題に觸れんと欲す。

銀行名	株式放資	組合業務への放資	當座貸越
ア・シアフハウゼンセン銀行組合	七、九	六、〇	五六、二
商工銀行	六、七	六、八	四〇、〇
割引會社	三、七	三九、三	五、七
伯林商業銀行	七、〇	四二、〇	一〇、七
中部獨逸信用銀行	三、八	五八、一	四、七
獨逸銀行	三、〇	三一、四	二、二
商業割引銀行	七、八	四〇、七	三、六
ドレスデン銀行	五、二	四一、七	四、〇
獨逸國民銀行	六、一	三九、六	八、七

前表に依りて見れば、株式放資が最大なるものにして七分九厘、最小なるものに至りては實に三分を占むるに過ぎず、されば、佛國の Credit Mobilier と獨逸兼營銀行とを同一視するは事實を誤信するものである、組合業務への放資も一割は最大にして二分二厘は最小である、此原因はソルデマール・ミュエラー、氏の云へるが如く、「今日の兼營銀行は既に確實なりと認識せられたる會社へ放資するを好む傾向あり」(國家學者大會一九〇八年)と事實によるものである、されば最近の獨逸兼營銀行を看做して、ワグナーが曾て、獨逸の投機銀行に對して云へる惡罵『投機銀行の豐飽なる利潤は輕薄なる投機者流又は無經驗者を欺罔して獲得したる罪塊に過ぎず』云々の命題の如しと思へば大なる虛妄を信ずると等しきものである。

要之、兼營銀行の資金流動の狀態元より理想より離るゝこと遠きも必ずしも、缺陷の充滿より成れりし信ずること能はず、常に銀行業務の原則に倚恃して貸方、借方の調和を企望し、其路を迹つて居る、而かも此原則を確守せんとするの努力が全く、超個人的義務なりと思念するより生れたるものなることはボーゼニックも云へり。

"Es wird oder es ist bereits seit lange als Massstab der Kritik ein Prinzip aufgestellt, das die Banken erfüllen sollen und das für ihr Geschäftsgebaren dem modernen Empfinden nach bereits eine überindividuelle Pflicht bedeutet. a.

a. O. S. 136)

此處に云ふ原則(Prinzip)とは銀行業務の原則を意味するものである。

八

總支出、純收入、及私經濟的收益の問題は經濟的經營關係の解剖と密接の關係がある、殊に私經濟的收益と資本金との關係を解剖するは興味なしとせず、是れ資本金の事業收益との關係を語るものである、而して此問題が目下我國に流行しつつある、銀行賃本金の增加の問題と交渉を生じ來るものにして他山の石以つて我れを磨くに足るものに富むが故に研究の要あるも、他日の研究に讓つた、首を廻して獨逸兼營銀行發展の歷史を回顧して、更らに頭を擧げて現代に於ける該銀行の狀を見れば、同銀行が徹頭徹尾獨逸經濟の需要に順應して生起、開展したることを知るのである。總收益の研究は經營形態の推移を明かにし、營業資金の解剖は、兼營銀行と外來資金との關係に導き、此問題は轉じて外來資金確實の問題となり、確實の問題は轉じて放資の種類及金額の問題となつた。此くの如くして銀行經濟的經營關係の中心點に至つたのであつた、獨逸銀行に對する過去の批難、及其批難より生ずる種々の改革案を羅致來りて、現今に於ける兼營銀行を批判若しくば律せんとするは大なる愚迂なるを知る、況んや、ボーゼニックの次言あるに於いておやである、曰く、

"Besonders gilt dier für einen des bedeutungsvollsten. "Tyhus" im modernen Bankwesen, ..., den wir jedoch "gemischte Bank" nennen wollen. ....., Auch hier gibt es, trotz vieler Versuche und reichlicher Vorarbeit, nicht viel, wenn man als das höchste wissenschaftliche Ziel die Darstellung des Bankwesens in einem umfasesenden und inhaltlich erschöpfenden System ansicht." a. a. O. Gleitwort.

上述の研究は此研究のみにては完璧を以つて許すこと能はず、內外に對する銀行經濟の意義と重要とを明かにせんとする前提論に過ぎざるのである、只獨逸兼營銀行を看做して、銀行業務の變則業務のみを營むものと爲し、或は又純然たる預金銀行制度を以つて、理想とし、其國民經濟の如何を顧慮せず、人爲的に之を創設するを得べしと爲すものに考慮の機會を尠少ながらも與ふれば拙文の起稿の目的の大半を達するものである、

Die Theorie an und für sich ist nichts als insofern sie uns an den Zusammenhang der Erscheinungen glauben macht. Geocthe, Sprüche in Prosa.

ギョーテの短言端的に吾人を敎導する所あるを知る。

利子步合の平衡（三、完）

高城仙次郎

第五節　地方間に於ける利子步合平衡の史的論證

地方間に於て純利子步合が一致するの傾向を有する結果として、純利子步合以外に手數料並に保險料を含有せる總利子步合即ち實際に資金の貸借間に授受せらるゝ契約利子の步合が金融關係を有する地方と地方との間に於て常に平衡點を求めんとするの趨勢を維持するものなることは既に前節に於て大正六年十二月中我國の各都市に行はれたる證券貸付金の利子步合の統計を用ひて立證したる所なるが、余は更に進んで利